

平塚市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会、町内会又は地域住民等により組織された防犯活動団体（以下総称して「団体」という。）が、地域の防犯力の向上及び犯罪を防止する目的をもって共同で防犯カメラを設置するものに対し、補助金を交付することについて補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラ」とは、地域における犯罪の防止を目的として道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。

2 この要綱において「補助対象事業者等」とは、補助金の交付を受けようとする団体又は補助金の交付を受けた団体をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は市内において団体が防犯カメラを新規設置する際に要する経費のうち、機器の維持管理費・更新費・修理費・保守費、土地等の使用料・占用料・申請手数料、電気代、物品の借上料及び予備の物品の購入費等を除く次に掲げる費用とする。

(1) 防犯カメラ、録画装置、保護カバー、ソーラーパネル等の機器購入費

(2) 防犯カメラを設置するための柱・ケーブル等の設置工事費

(3) 防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

2 前項に係る経費のうち、当該補助金以外に本市の他の補助金の適用を受けるものは、補助対象としない。

(補助対象からの排除)

第4条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は平塚市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当するものは、補助対象としないものとする。

2 市長は、交付の決定を受けた補助対象事業者等が前項に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助対象事業者等が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の10分の9以内とする。ただし、1台当たり30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助対象事業者等は、交付申請前に防犯カメラの設置場所、設置時期、撮影範囲等について、事前に協議を行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請は、平塚市防犯カメラ設置補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 防犯カメラ設置計画書(第2号様式)
- (2) 平塚市防犯カメラ設置補助金収支計算書(第3号様式)
- (3) 団体調書(第4号様式)(総会資料の写しで代用可)
- (4) 防犯カメラ設置に係る管轄警察署との協議について(第5号様式)
- (5) 防犯カメラ及び録画機器等の設計書又は仕様書等
- (6) 防犯カメラの設置に係る見積書又は契約書の写し
- (7) 団体規約の写し
- (8) 団体が定めた防犯カメラの管理運用基準
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者等は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない

ものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、平塚市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(交付決定後の提出書類)

第9条 前条に規定する平塚市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（第6号様式）を受けた補助対象事業者等で、次の各号に掲げる場所に防犯カメラを設置するものは、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 公道

ア 道路使用許可証の写し

イ 道路占用許可証の写し

(2) 私有地等

ア 土地等の所有者が防犯カメラの設置について承認したことを証する書類の写し

(交付条件)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付決定をする際は、次に掲げる指示又は条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業者等は、神奈川県「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿った適切な設置、管理及び運用を行うこと。

(2) 補助対象事業者等は、市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意をもって対応すること。

(3) 犯罪捜査等のため、警察等から防犯カメラの画像の提供を求められたときは、ガイドラインに沿って適切に対応すること。

(変更の承認)

第11条 補助対象事業者等は防犯カメラ設置計画の内容を変更しようとするときは、速やかに防犯カメラ設置計画変更申請書（第7号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による変更の申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、平塚市防犯カメラ設置補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により、補助対象事業者等に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第11条の規定による実績報告は、平塚市防犯カメラ設置補助金実績報告書

(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 平塚市防犯カメラ設置補助金収支決算書(第10号様式)

(2) 要綱第3条に規定する経費であることが明記された領収書の写し

(3) 防犯カメラ設置場所の確定図及び設置後の現況写真

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象事業者等は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象事業者等は、精算報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第11号様式)により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助対象事業者等はこれに速やかに応じなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第12条の規定による補助金の確定通知は、平塚市防犯カメラ設置補助金確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた補助対象事業者等は、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助対象事業者等は、補助事業等により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、補助対象事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は、当該財産を取得した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類の保管)

第17条 補助対象事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業等が完了した年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。